

○逗子市保育所入所に関する取扱要綱

平成18年12月1日

逗子市要綱

改正 平成19年12月1日

平成21年11月1日

平成24年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所への入所について逗子市保育の実施に関する条例（昭和62年逗子市条例第4号。以下「条例」という。）及び逗子市保育所条例施行規則（昭和45年逗子市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準に係る判断基準)

第2条 条例第2条各号に規定する実施基準の判断基準は、別表第1のとおりとする。

(保育の実施の優先順位)

第3条 条例第2条に定める保育の実施を決定する際、規則第3条第1項に定める保育所入所申込書の提出をした者に係る児童の入所は、別表第2に定める保育所入所の順位決定に関する基準表に基づく評価点数の高い者を優先するものとする。この場合において、保護者が2名の場合は、各々の評価点数を足し上げた上その2分の1を評価点数とする。

(育児休業の取扱いの特例)

第4条 条例第2条の規定にかかわらず、保護者が育児休業を取得し、かつ、当該育児休業に係る児童が1歳6ヶ月となるまでの期間において他に監護すべき児童がいるときは、当該児童を保育に欠けるものとみなす。

(求職期間中の取扱いの特例)

第5条 条例第2条の規定にかかわらず、規則第3条第1項に定める保育所入所申込書の提出時において求職中であることが明らかなきときは、原則として保育を開始した日から最長3ヶ月間について保育に欠けるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月 1 日）

この要綱は、平成19年12月 1 日から施行し、平成20年 4 月 1 日以降の入所に係るものから適用する。

附 則（平成21年11月 1 日）

この要綱は、平成21年11月 1 日から施行し、平成22年 4 月 1 日以降の入所に係るものから適用する。

附 則（平成24年11月 1 日）

この要綱は、平成24年11月 1 日から施行し、平成25年 4 月 1 日以降の入所に係るものから適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

保育の実施に係る判断基準

項目	判断基準
(1) 昼間労働すること を常態としていること。	平日の日中に 1 日に 3 時間を超え、1 週間に 3 日以上勤務し、及び週の就労時間が19時間を超えていること。
(2) 妊娠中であるか又は 出産後間がないこと。	出産予定日の前 8 週間又は出産後 8 週間の期間内であること。
(3) 疾病にかかり、若しくは 負傷し、又は精神若しくは 身体に障害を有していること。	① 医師の作成した診断書により保育が困難であると認められるとき。 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、障害年金証書等により身体障害者手帳における 3 級の障害と同程度以上であることが認められるとき。
(4) 同居の親族を常時 介護していること。	① 親族が医師の作成した診断書により常時介護を要する状態であることが認められるとき。 ② 親族が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、障害年金証書等により常時介護を要する状態であることが認められるとき。
(5) 震災、風水害、火災 その他の災害の復旧に 当たっていること。	現に居住する住居が消防署の発行する罹災証明書により罹災の事実が認められ、引き続き災害の復旧に当たっているとき。ただし、床下浸水を除く。

（平成21年11月 1 日・一部改正）

別表第2（第3条関係）

保育所入所の順位決定に関する基準表

基本点数

保護者の状況		1週当たり就労時間等	点数	証明書類
家庭外労働	正社員及びパート又は自営業（自宅外での自営）	1週35時間以上	70	<雇用者の場合> 就労（内定）証明書 <自営業等の場合> 就労（内定）証明書 事実申立書 民生委員の調査書 ※ 就労内定の場合は、最近3月の就労実績が記入された就労証明書を入所後に提出すること。
		1週30時間以上35時間未満	65	
		1週25時間以上30時間未満	60	
		1週19時間を超え25時間未満	55	
家庭内労働	自宅での自営又は自宅での就労で就労時間の規定あり	1週35時間以上	65	
		1週30時間以上35時間未満	60	
		1週25時間以上30時間未満	55	
		1週19時間を超え25時間未満	50	
	自宅での就労で就労時間に規定なし	1週19時間超	40	
内定	就労内定（自宅での就労内定は5点減点）	1週35時間以上	55	
		1週30時間以上35時間未満	50	
		1週25時間以上30時間未満	45	
		1週19時間を超え25時間未満	40	
求職中			10	誓約書

その他	疾病／出産／障がい	出産（産前産後 8 週間）	55	母子健康手帳
		入院（1 月以上）	70	診断書
		入院（1 月未満）	65	
		常時臥床	70	
		重度の心身障がい（保護者本人）	70	身体障害者手帳等
		中度の心身障がい（保護者本人）	65	
		保育が困難との診断	70	診断書
		通院（週 3 日以上）	55	
		上記以外	50	
		同居親族の看護	入院者の付添（常時必要）	70
	重度の障がい者等の介護		70	身体障害者手帳等、事実申立書
	中度の障がい者等の介護		65	
	通院付添（週 3 日以上）		55	診断書、事実申立書
	上記以外		50	
	通学	就労のための各種学校（週30時間以上）	60	在学証明書、授業カリキュラム等
		就労のための各種学校（上記以外）	50	
		一般学生	30	
		保護者の年齢が65歳以上の場合	65	
		家庭の災害（災害復旧に要する時間を基に、家庭外労働の基準に準じる。）	55～70	事実申立書

調整点数

調整内容	点数
------	----

ひとり親家庭等（祖父母等と同居している場合を除く。）	50
ひとり親家庭等（祖父母等と同居）	40
入所待機期間が1年以上（育休中・求職中・内定の場合）1年単位で10点加算	10～
入所待機期間が6月以上（上記理由以外であった場合）6月単位で10点加算	10～
同じ保育所に兄弟姉妹が入所している場合	10
産前産後休暇及び育児・介護休業法に基づいた育児休暇を終えた復職	10
育児・介護休業法に基づいていないが育児休暇を終えた復職	5
在園児が諸般の事情で一時的に退園し、復園する場合	10
生計中心者の失業、離婚等により家庭環境が著しく変化し、経済的に困窮している場合	10
市内に保育可能な祖父母等がいる場合（ひとり親家庭等を除く。）	△10
親族が経営する事業所で就労し、当該事業所に使用人がいる場合	△20
親族が経営する事業所で就労し、当該事業所に使用人がいない場合	△10
事業所内保育施設等があり、代替の保育施設の利用が可能な場合	△20
市内で就労している市外居住者（転入が確定している者を除く。）	△40
市外で就労している市外居住者（転入が確定している者を除く。）	△50
保護者に正当な理由がなく6月分以上保育所保育料の滞納がある場合	△50
要保護児童等であり、特に保育所の入所の必要性が認められる場合	50～

同点数で並んだ場合の選考

同点数のため入所の優先度が判断できなかった場合は、次の基準を用いて、総合的に判断する。

(1) 入所希望理由による優先順位

①災害 ②疾病・障がい ③家庭外労働 ④介護 ⑤家庭内労働 ⑥家庭外・内労働  
(内定) ⑦通学 ⑧出産 ⑨求職中

(2) 収入のより低い者を優先する。

(3) 多子世帯を優先する。

(4) 祖父母等親族の居住状況で、より自宅からの距離が近い者の優先度を下げる。

(5) ひとり親家庭を優先する。

(6) 保護者の就労先等が遠方のため、希望園が限定されてしまう者を優先する。ただし、希望園を優先するものであり、入所を優先するものでない。

(平成24年11月1日・全改)